



文化庁  
Agency for Cultural Affairs  
Government of Aichi

# 部活動の地域展開等に向けた 移動手段の確保について

---

スポーツ庁地域スポーツ課長  
鈴木 文孝

# 部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保に係る取組（概要）

部活動の地域展開等に伴い、地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や複数の中学校等の生徒が一体となって活動する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。

## 1. 予算

- ・令和7年度補正予算において、**移動手段の確保を含む地方公共団体の体制整備**や、**平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保**を含む重点課題への対応などに要する経費として、**82億円**を計上。  
※令和8年度予算(案)において、地域クラブ活動費等の支援等に要する経費として57億円を計上。

## 2. 部活動改革に関する新たなガイドライン

- ・令和7年12月に、文部科学省として、令和8年度から13年度の「改革実行期間」における改革の方向性等を示したガイドラインを新たに策定。
- ・地域展開の円滑な推進に当たっての各種課題への対応の1つとして、**活動場所への移動手段の確保**を位置づけ(**スクールバスなど既存車両の有効活用**や**地域公共交通との連携**等について記載)。

## 3. 国土交通省との連携

- ・地域の公共交通リ・デザイン実現会議のとりまとめ(令和6年5月17日)や、スクールバスと地域交通の効果的な活用に係る通知(令和6年10月11日)において、部活動の地域展開等に伴う移動手段の確保について記載。
- ・令和7年度は、国土交通省の「交通空白」解消パイロット・プロジェクトとして「**部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保**」を位置づけ、5自治体において**活動場所への移動に関する実証**を実施。

## 4. 自治体の好事例の周知

- ・実証事業の成果等を集約した事例集において、スクールバスの活用や借上バスの運行、地域公共交通の運行ダイヤの見直しなど、**移動手段の確保の事例**について取りまとめて周知。

# 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円  
 （前年度予算額 37億円）  
 令和7年度補正予算額 82億円



## 理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

## 事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

### I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

#### （1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援 ② 経済的困窮世帯の生徒への支援 ③ 推進体制の整備等★
- 〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕
- 〔参加費・保険料〕
- 〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（\*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

#### （2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

〈主な重点課題〉

- ・小学校体育専科教師等としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



#### （3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（\*1）〉

#### （4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

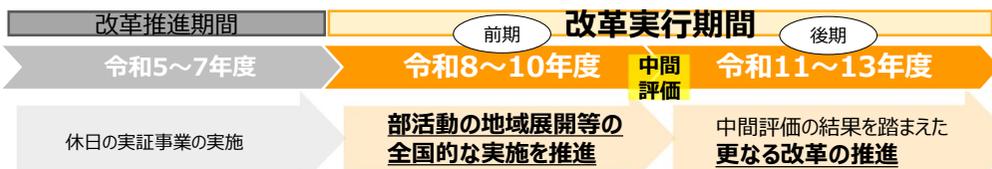
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

### II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

### 根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**  
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。  
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**  
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。  
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】  
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

\*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3  
 \*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

# 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

## 改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

### 【中間評価】

## 改革期間

令和5年度～7年度  
「改革推進期間」



令和8年度～10年度  
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度  
「改革実行期間」（後期）

## 取組方針

休日

**改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す**  
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**  
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

**各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進**（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

## 認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

## 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等）  
④**移動手段の確保** ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

## 部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## 大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

## 関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

# 部活動改革に関する新たなガイドラインにおける 「活動場所への移動の確保」についての記載

## (4) 活動場所への移動手段の確保

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、**活動場所への生徒の移動手段の確保が必要**。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、**スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用**を行うことが重要であるとともに、**地域公共交通との連携**等の観点から、**地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携**しつつ対応することが必要。
- 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、**介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野**があることから、**多様な分野の関係者が連携・協働**していくことも重要。

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AIオンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

# 部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保に係る国土交通省との連携

## ◆地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ（令和6年5月17日閣議決定） ※関係記載要約

- スクールバスを地域住民の移動手段や、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保等のための用途に利用することが可能であることを取り組む意義や留意事項とともに明確化する。
- 複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。この際、新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、A I オンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要となることから、地方公共団体の交通部局と教育部局、スポーツ・文化部局等の間で、十分な調整を行うことが望ましい旨を、地方公共団体の関係部局に周知を行う。

## ◆児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について（令和6年10月11日付け通知 文部科学省・国土交通省） ※関係記載要約

- 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。
- この際、新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、A I オンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要。
- これらを踏まえ、地方公共団体の交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局等との連携の下、担当する制度・予算等の情報を相互に共有しつつ、十分な調整を行うようお願いする。



乗り合いバスによる  
中学生の送迎  
(奈良県平群町)

## ◆「交通空白」解消パイロット・プロジェクト（国土交通省予算事業）

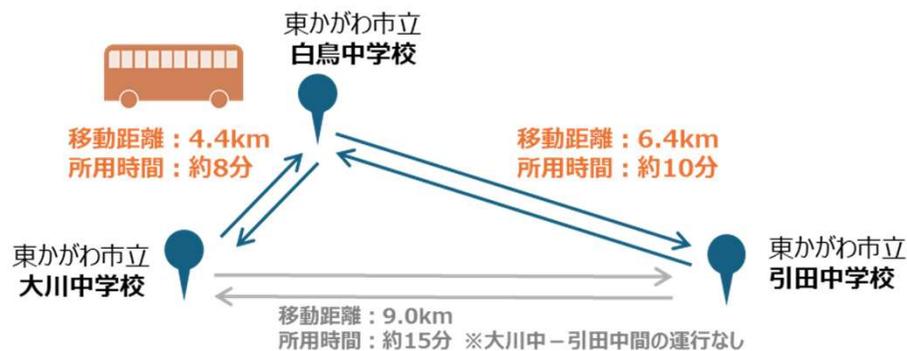
- 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームのもと、全国で共通の「交通空白」に係る課題を抱える自治体や交通事業者と、その解決に寄与するソリューションを持つパートナー企業等が、国土交通省や各地方運輸局の伴走のもと連携・協働することにより、全国一斉での「交通空白」解消に寄与する事業を実施。
- 令和7年度は、部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保についてプロジェクトを実施し、5自治体を実証地域として指定。交通事業者や教育・公共交通分野、文部科学省が連携し、平日は幼児から中学生まで、休日は全世代を対象にこども園、学校、スポーツセンター、駅、住宅を結ぶバスや乗合タクシーを実証運行。

# 既存の送迎車両の有効活用

## ◆ スクールバスの運行（香川県東かがわ市）

- ・ 小学校のスクールバスを有効活用し、平日は下校する小学生を送った後のスクールバスを利用。また、休日は、地域クラブ活動による市内移動のほか、対外試合の際にも原則スクールバスを活用。スクールバスは市が保有しており、現在マイクロバス12台、ワゴン車3台。運行は外部に委託。
- ・ 部活動の行き帰りの生徒の乗降確認について業務をシステム化し、モニタリング。教員や保護者の安心と生徒の安全を確保。

### ➤ 運行経路・時刻表



大川中学校便 2台		
行き	大川中 8:10発	白鳥中 8:20着
帰り	白鳥中 11:45発	大川中 11:55着
	18:20発	18:30着
	(17:20)	(17:30)

白鳥中学校便 2台		
行き	白鳥中 8:10発	大川中 8:20着
帰り	大川中 11:45発	白鳥中 11:55着
	18:20発	18:30着
	(17:20)	(17:30)

引田中学校便 1台			
行き	引田中 8:00発	白鳥中 8:10着	大川中 8:20着
帰り	大川中 11:45発	白鳥中 11:55着	引田中 12:05着
	18:05発	18:15着	18:30着
	(17:05)	(17:15)	(17:30)

休日  
平日  
( )は冬季

### ➤ 乗車確認



市教育委員会  
学校  
保護者

バス運転者画面

学校、市教育委員会、保護者の3者でリアルタイムに状況をモニタリングすることができる

※情報に矛盾がある場合はアラート表示あり

